

## 国民年金の お知らせ



すべての方に「ねんきん特別便」が届きます

年金記録を確認して必ず回答を！

年金記録問題への対応について、厚生労働省は、本年3月14日の「年金記録問題についての今後の対応に関する工程表」等に基づき、今後とも着実に取組みを進めることとしています。

なお、本年4月からは、3月までに送付した以外のすべての年金受給者には5月までに、また、すべての現役加入者には6月から10月までに、「ねんきん特別便」が届けられます。

この度の「ねんきん特別便」は、緑色の封筒で届けられますが、年金記録に「もれ」や「間違い」がなくても、すべての方が必ず回答することをお願いしております。忘れずに必ず回答をお願いいたします。

### ◆緑色の封筒で届けられます

自営業、専業主婦、学生などの現役加入者の方には、直接、本人の住所に届けられます。

また、会社勤めの方には、お勤めの会社を通じて（協力が得られた場合）もしくは、直接、本人の住所に届けられます。

年金受給者の方には、直接、本人の住所に届けられます。

### ◆住所変更の手続きはお済みですか？

「ねんきん特別便」が確実に届けられるためには、正しい住所が必要です。変更の手続きを忘れずに。

### ◆氏名が変更されていませんか？

平成8年以前に旧姓で年金に加入していた方は、特に、注意して記録を確認してください。

問い合わせ先

「ねんきん特別便専用ダイヤル」

☎0570-058-555

・月～金曜日 午前9時～午後8時

・第二土曜日 午前9時～午後5時

「IP電話・PHS」の場合

☎03-6700-1144

社会保険事務所または年金相談センターや都道府県社会保険労務士会でも無料で相談を受付けています。

\* 社会保険庁のホームページ <http://www.sia.go.jp/>

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者の方へ

8月は『児童扶養手当現況届

特別児童扶養手当所得状況届』の提出の月です。

「児童扶養手当現況届」は、

（児童の養育状況

生計維持方法

前年の所得

公的年金の受給状況

）などを確認するため、



「特別児童扶養手当所得状況届」は、前年の所得などを確認するため、毎年8月に提出することになっています。

この届を提出されない場合、8月以降の手当が受けられなくなります。届出が必要な方には、関係書類をお送りしますので、

「児童扶養手当現況届」は 住民生活課

「特別児童扶養手当所得状況届」は 福祉保健課（岩美すこやかセンター内）

へ手続きにおいでください。

なお、支給停止になっている方も届出が義務づけられています。

### 【手続きに必要なもの】

#### 児童扶養手当

現況届用紙

前年度交付された証書（支給停止者は除く）

受給者及び児童の属する世帯全員の住民票

所得証明書

（平成20年1月1日に岩美町に住民登録がなかった方のみ）

手続きに使用している印鑑

その他（必要な方には書類が同封してあります。）

#### 特別児童扶養手当

所得状況届用紙

前年度交付された証書（支給停止者は除く）

所得証明書

（平成20年1月1日に岩美町に住民登録がなかった方のみ）

手続きに使用している印鑑

問い合わせ先 | 住民生活課 子育て支援係 ☎73-1415 福祉保健課 すこやか係 ☎73-1333